



平成 19 年 10 月 16 日

各 位

会社名 株式会社東邦システムサイエンス
代表者名 代表取締役社長 篠原 誠司
(東証二部:コード番号 4333)
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 誠
(TEL : 03-3868-6060)

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 36 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記の通り、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 25 日に提出いたしました第 36 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第 6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (3) <省略>

(訂正後)

(1) ～ (3) <省略>

(4) 取締役の員数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(6) 取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

欄外注記記載なし

(訂正後)

(注) 当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

以上